

2020年5月29日

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示)

東京都渋谷区桜丘町20番4号
ネクシーズスクエアビル
株式会社ブランジスタ
代表取締役社長 岩本 恵了

当社は、2020年5月15日付で、当社の100%子会社である㈱ブランジスタソリューション（以下、「承継会社」という。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2020年7月1日を効力発生日として、当社のソリューション業務に係る資産、債務、その他の権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）を行うことといたしました。

本件分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項は下記のとおりです。

なお、本件分割は、吸収分割存続会社である承継会社においては会社法第796条第1項に定める略式吸収分割の要件を満たし、当社においては同法第784条第2項に定める簡易吸収分割の要件を満たすものとなります。

記

1. 吸収分割契約の内容に関する事項（会社法第782条第1項）
別添の「吸収分割契約書」（写し）のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）
承継会社は当社の100%子会社であるため、本件分割に際し、承継会社は当社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。
3. 吸収分割承継会社についての事項（会社法施行規則第183条第4号）
 - (1) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別添の「承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
4. 吸収分割会社について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第183条第5号）
当社及び㈱ブランジスタメディアは、当社を新設分割会社、㈱ブランジスタメディアを新設分割設立会社として、当社が営む電子雑誌業務に係る資産、その他権利義務を㈱ブランジスタメディアに承継させる新設分割を行う旨の新設分割計画を2019年11月28日付で作成し、その効力は2020年4月1日に発生いたしました。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

本件分割後の当社及び承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。また、本件分割後の当社及び承継会社の収益状況について、当社及び承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。したがって、本件分割後における当社及び承継会社の債務の履行の見込みについては、特段の支障がないと判断しております。

以上



吸収分割契約書

株式会社ブランジスタ（以下、「甲」という。）と株式会社ブランジスタソリューション（以下、「乙」という。）は、甲の営むソリューション業務（以下、「本件業務」という。）に係る資産、債務、その他の権利義務を乙に承継させるため、吸収分割（以下、「本件分割」という。）を行うこととし、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（分割の方法）

甲は、第5条に定める本件業務に係る権利義務等を乙に承継させるため、本契約の定めるところにより、吸収分割を行う。

第2条（分割当事会社の商号及び住所）

本件分割における分割会社及び承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

（1）吸収分割会社

商号 株式会社ブランジスタ

住所 東京都渋谷区桜丘町20番4号ネクシィーズスクエアビル

（2）吸収分割承継会社

商号 株式会社ブランジスタソリューション

住所 東京都渋谷区桜丘町20番4号ネクシィーズスクエアビル

第3条（本件分割に際して交付する株式及び割当）

甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているため、本件分割に伴い金銭等の交付は行わない。

第4条（乙の資本金及び準備金等の額）

乙は、本件分割により資本金及び準備金の額を増加しない。ただし、本件分割の効力発生日の前日における乙の資産及び負債の状態により、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第5条（本件分割により承継する権利義務等）

本件分割により乙が甲より承継する資産、債務、その他の権利義務に関する事項は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。

- 乙は、別紙「承継権利義務明細表」に定める債務について、甲から重疊的に承継するものとし、甲は、第6条に定める効力発生日以後、当該債務について、乙と連帯して、その弁済・履行の責任を負うものとする。ただし、当該債務について、甲が弁済その他の負担をした場合は、甲は、乙に対して、その負担の全額について求償することができるものとする。

第6条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2020年7月1日とする。ただし、本件分割手続進行上の必要性その他の事由により必要あるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会決議の省略）

- 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、簡易吸収分割の方法により、株主総会による本契約の承認を得ないで、本件分割を行う。
- 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、略式吸収分割の方法により、株主総会による本契約の承認を得ないで、本件分割を行う。

第8条（競業避止義務の不存在）

甲は、効力発生日後においても、本件業務に関して、法令（会社法第21条第1項を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わないものとする。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第10条（本件分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本件分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲乙協議の上、本件分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約書に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に基づいて、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2020年5月15日

（甲）東京都渋谷区桜丘町20番4号
ネクシィーズスクエアビル
株式会社ブランジスタ
代表取締役 岩本 恵



（乙）東京都渋谷区桜丘町20番4号
ネクシィーズスクエアビル
株式会社ブランジスタソリューションズ
代表取締役 木村 泰宗



(別紙)

承継権利義務明細表

(1) 資産

甲が効力発生日までに本件業務に関してのみ有する預金及び売掛金並びに甲が本件業務に関してのみ有する工具、器具、備品及びソフトウェアその他本件業務に関してのみ有する一切の資産。

(2) 負債

甲が効力発生日までに本件業務に関してのみ有する買掛金、未払金、預り金、その他本件分割に伴い承継する契約関係に基づく負債。

(3) 雇用契約

効力発生日までに本件業務に主として従事する従業員は、甲より承継会社へ出向させるものとし、雇用契約は承継しないものとする。

(4) 契約関係

効力発生日までに甲が本件業務に関してのみ締結している一切の契約（甲の従業員との間の雇用契約は除く。）に基づく一切の契約上の地位。

(5) 許認可等

甲が効力発生日までに本件業務に関してのみ保有している一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。



承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告

〔 自 2018 年 10 月 1 日
至 2019 年 9 月 30 日 〕

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当事業年度における我が国の経済は、輸出を中心に弱さが続いているものの、高い水準で底堅く推移している企業収益や着実に改善している雇用環境により、景気は緩やかな回復が続きました。ただし、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

当社の事業領域であるインターネット関連市場においては、5年連続で2桁成長を遂げているインターネット広告費が総広告費の25%を超える1兆7,000億円に達し、地上波テレビ広告費に切迫する拡大を続けております（注1）。また、スマートフォンを保有している世帯の割合が約8割（79.2%）まで増加しており（注2）、スマートフォン向けに各種サービスの提供を予定していた当社グループにとって追い風となっておりました。

このような状況のもと、当社は2018年6月に設立されましたが、当初目的した事業を実施するに至らず、当社は前事業年度に引き続き、ほとんど事業活動を行っておりませんでした。

（注1）総電通「2017年 日本の広告費」参考。

（注2）総務省「平成30年通信利用動向調査の結果」参考。

2. 設備投資の状況

該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 財産および損益の状況の推移

（単位：千円）

区 分 \ 期 別	第 1 期	第 2 期
	自 2018 年 6 月 11 日 至 2018 年 9 月 30 日	自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日
売上高	—	1,465
経常利益	—	83
当期純利益	—	△12
1株当たり当期純利益（△）（円）	—	△0.06
総資産	10,000	10,021
純資産	10,000	9,987

（注）金額単位は千円未満を切り捨てて表示しております。

5. 重要な親会社の状況

当社の親会社は(株)ブランジスタであり、同社は当社の株式 200 株（議決権比率 100.0%）を保有しております。

(株)ブランジスタは、(株)ネクシィーズグループの連結子会社であることから、(株)ネクシィーズグループも当社の親会社に該当します。

6. 対処すべき課題

新たな事業の拡大

当社は、(株)ブランジスタのソリューション業務に係る資産、債務、その他の権利義務を承継いたします。ソリューション業務においては、(株)ブランジスタが築いたパートナー企業との連携を強化し、新規クライアントの獲得や既存クライアントの業務拡大による業務受託売上の増加を図ってまいります。更に、モール型ECのプラットフォームといった国内EC市場の拡大に伴う新サービスの導入などにより、クライアントの業務負荷の増加が懸念されるため、導入された新サービスに対応できる新たな商材の提供を当社が開始することで、新たな事業の拡大を図ってまいります。

7. 主要な事業内容

ソリューション事業

8. 主要な事業所

本社：東京都渋谷区

9. 使用人の状況

該当事項はありません。

10. 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（2019年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000株
- (2) 発行済株式の総数 200株
- (3) 株主数 1名
- (4) 大株主

株主名	持株数	出資比率
	株	%
(株)ブランジスタ	200	100.0
合計	200	100.0

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はございません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	木村 泰宗	(株)ブランジスタ 取締役ソリューション営業本部長

- (2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額
当事業年度に係る報酬等の支払はございません。

貸 借 対 照 表

(2019 年 9 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,021	流 動 負 債	33
現 金 及 び 預 金	10,021		
固 定 資 産	—	固 定 負 債	—
		負 債 合 計	33
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	10,000
		資 本 金	5,000
		資 本 剰 余 金	5,000
		資 本 準 備 金	5,000
		利 益 剰 余 金	△12
		その他利益剰余金	△12
		繰越利益剰余金	△12
		純 資 産 合 計	9,987
資 産 合 計	10,021	負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,021

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 2018年10月 1 日
至 2019年 9 月30日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,465
売 上 原 価	1,086
売 上 総 利 益	378
販売費及び一般管理費	294
営 業 利 益	83
営 業 外 収 益	0
営 業 外 費 用	—
経 常 利 益	83
特 別 利 益	—
特 別 損 失	—
税 引 前 当 期 純 利 益	83
法人税、住民税及び事業税	95
当 期 純 損 失 (△)	△12

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 自 2018年10月 1 日
至 2019年 9 月30日 〕

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益剰 余金			
当期首残高	5,000	5,000	5,000	—	—	10,000	10,000
当事業年度中の変動額							
当期純損失				△12	△12	△12	△12
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	△12	△12	△12	△12
2019年9月30日残高	5,000	5,000	5,000	△12	△12	9,987	9,987

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

- ・ 工具、器具及び備品 定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・ 工具、器具及び備品 4～5 年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5 年（社内における利用可能期間）

(2) その他計算書類の作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式(注)	—	200株	—	200株

(注) 自己株式はありません。

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。